

e-ラーニング\*の実施は、認定看護師教育基準カリキュラムに基づき、以下のとおりとする。

\*e-ラーニングとは、インターネットを利用した学習形態で、研修者が学習管理システムを使用し自宅等で学習するものをいう。集合研修でコンテンツを教材として使用する場合は該当しない。

1. e-ラーニングの活用は、十分な学習効果が得られる教科目または単元で行う。
2. 認定看護師教育を目的に認定看護師教育基準カリキュラムに基づき作成されたコンテンツを使用する。ただし、認定看護師教育機関審査会で認めた場合、この限りでない。
3. 教科目のねらいの達成に向け、集合教育と同等の学習効果が得られる水準のコンテンツを使用する。
4. 研修者の学習を促進するため、以下の学習管理体制を整える。
  - 1) 教科目ごとの履修状況や理解度に応じた支援を行う。
  - 2) 反復学習が可能である。
  - 3) 学習内容やシステムの操作・トラブル等の質問に対応が可能である。
5. 研修者同士の意見交換の機会を確保することが望ましい。

※特定行為研修に該当する教科目（共通科目のうち「指導」「相談」「看護管理」を除く教科目と特定行為研修区分別科目）は、厚生労働省が定める特定行為研修の要件に準じること。